

「第6 租税公課、借入金等」の記入要領 (調査票11頁又は24頁)

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課、借入金等
(平成16年(度)の年
額)」

租 税 公 課
[調査票①欄]

次の(1)、(2)の平成16年度(又は平成16年)実績を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金

損 害 保 険 料
[調査票②欄]

火災保険料、病院賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの平成16年度(又は平成16年)実績を記入してください。なお、病院賠償責任保険料が医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に医師会費として計上してください。

寄 付 金
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額について、平成16年度(又は平成16年)実績を記入してください。

借 入 金
[調査票④欄]

地方債及び公庫、事業団、銀行などからの借入金並びに一般会計、本支部、他会計からの借入金の平成16年度(又は平成16年)実績を記入してください。

(うち)長期借入金
[調査票⑤欄]

上記④のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

借入返済金(元本)
[調査票⑥欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金の平成16年度(又は平成16年)実績を記入してください。

(うち)長期借入金
[調査票⑦欄]

上記⑥のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

支 払 利 息
[調査票⑧欄]

短期、長期を合わせた借入金の支払利息の平成16年度(又は平成16年)実績を記入してください。

「税金(平成16年(度)
の年額)」

所得税などの税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医業収入-医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった病院分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は医業収入金額、職員数などを用いて計算してください。

所 得 税 ・ 法 人 税
[調査票⑨欄]

個人立病院は「平成16年分の所得税確定申告書」1面の「差引所得税額」-「定率減税額」の金額、個人立以外の病院は「平成16事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。

住 民 税
[調査票⑩欄]

個人立病院は「平成17年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額、個人立以外の病院は「平成16年度住民税確定申告書」の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事 業 税
[調査票⑪欄]

個人立病院は「平成17年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額、個人立以外の病院は「平成16年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当・福利厚生
費（平成17年6月
分）」

通 勤 手 当
[調査票⑫欄]

通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の金額（6月実績）を記入してください。

福 利 厚 生 費
[調査票⑬欄]

福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費を記入してください。

(7) 看護宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額

(1) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する経費、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与

参考資料 1

占有延べ床面積について

○介護保険事業を実施している病院調査票「第1 基本データ」の「12 医療保険・介護保険適用の占有延べ床面積」欄に記入する際は、以下の部門別構成表を参考としてください。(太枠で囲った部分は医療保険分と介護保険分とに区分していただく該当部分です。)

部門	構 成		
病棟部門	病棟部	一般病棟、特定集中治療室等の病棟(未熟児病室、HCU等を含む。)	
	病室部(再掲)	ナースステーション、処置室、食堂、廊下等の附属設備を除く患者用の居室。	
診療部門	一般外来部	各科診療室、処置室のほか医事、受付、各科待合ホール、カルテ倉庫などの諸室。	
	薬 剤 部	製剤室、調剤室、滅菌室、薬品倉庫、薬局事務室などの諸室。	
	待 合 ホール	外来患者のための医事待合及び調剤待合ホール。	
	検 査 部	検体検査	生化学、血液、血清、病理、微生物の検査など、主として検体(もの)を扱う部門の諸室(解剖室、霊安室を含む。)
		生理検査	心電図、心音、脳波、筋電図、基礎代謝、呼吸機能の検査など、主として患者(ひと)を対象とする部門の諸室(内視鏡室や超音波検査室などを含む。)
	放射線部	X線診断	X線による透視や撮影のための諸室(CT室などを含む。)
		放射線治療	コバルト60、リニアック、ペー外ロンの高エネルギー放射線による遠隔照射治療部門の諸室。
		核医学検査	RIを使用する検査部門の諸室。
	手術部	手 術	各手術室、ホール、準備室、器材室、記録室などの諸室(手術部専用の材料滅菌室、空調機械室、回復室などを含む。)
		中央材料	医療器材等の洗浄、消毒、組立、保管のための諸室。
		分 娩	陣痛室、分娩室、沐浴室、記録室、新生児室、面会室などの諸室。
	特殊診療部	特殊診療	血液透析室、高気圧治療室などの諸室及び輸血部。
		救急診療	救急診療のために独立した部門として確保された諸室。
		リハビリ	運動療法室、作業療法室、理学療法室、日常生活訓練室、事務室などの諸室(デイケア、機能訓練、療育訓練などの各部を含む。)
	管理部門	運営関係諸室	院長室、応接室、事務室などの管理関係諸室(医局、図書室、会議室、電算機室、電話交換室、事務当直室などを含む。)
洗 濯 部		洗濯室、乾燥室、仕分け室、洗濯事務室、寝具消毒室などの諸室。	
給 食 部		調理室、食品庫、洗浄室、配膳車プール、給食事務室などの諸室(給食部専用の更衣室、休憩室、当直室などを含む。)	
厚生諸室		食堂、喫茶室、売店、理髪室、職員更衣室、看護師更衣室、休憩室などの諸室。	
中央倉庫		物品倉庫、医療機器室、工作室などの諸室。	
機 械 室		ボイラー室、空調機械室、電気室、管理当直室、中央監視室などの諸室(医療用ガスホルド室、水槽室、焼却炉室などを含む。)	
渡り廊下等		通路のみの用途に供する渡り廊下や、設備廊下。	

廊下は、それぞれ所属する部門に含め、各部門間の廊下は管理部門に含めてください。

階段は、その面積の1/2ずつを上階、下階の部門に含めてください。

参考資料 2

「設備関係費」について

「第2 収支」の「Ⅲ 医業費用」及び「第2-1 収支」の「Ⅳ 医業・介護費用」において「4 設備関係費」に含まれる費目は次のとおりです。なお、平成17年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成16年度（又は平成16年）実績の1/12の額としてください。

減価償却費（平成16年度実績の1/12）	建物、建物付属設備、医療用器械備品、車輛船舶などの減価償却費
設備器械賃借料	設備、器械の使用料（リース料、レンタル料）
土地賃借料	土地を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
建物賃借料	建物、構築物（門、へいなど）を賃借することにより所有者に対して支払う賃料
修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
固定資産税等	固定資産税、都市計画税等の固定資産の保有に係る租税公課。ただし、車両関係費に該当するものを除く。
器機保守料	器機の保守契約に係る費用
器機設備保険料	施設設備に係る火災保険料等の費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用

参考資料 3

「経費」について

「第2 収支」の「Ⅲ 医業費用」及び「第2-1 収支」の「Ⅳ 医業・介護費用」における「5 経費」に含まれる費目は次のとおりです。なお、*印を付した費目で、平成17年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成16年度（又は平成16年）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 (7) 看護宿舍、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額 (4) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際して一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費	業務のための出張旅費 ただし、研究、研修のための旅費を除く
職員被服費*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く
会議費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費*	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用 ただし、救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車、船舶などの燃料に係るものは除く
保険料*	生命保険料、病院責任賠償保険料など保険契約に基づく費用 ただし、福利厚生費（上記参照）、器機設備保険料（29頁参照）及び車両関係費（29頁参照）に該当するものを除く
交際費*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課*	(7) 事業税、消費税、印紙税、登録免許税などの租税で原則として税法上損金に算入されるもの。ただし、固定資産税等（29頁参照）及び車両関係費（29頁参照）に該当するものを除く (4) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（医師会費など）、賦課金
徴収不能損失*	徴収不能損失引当金（貸倒引当金）への繰入額

雑

費

寄付金など前記の科目に属さない費用

介護保険事業を実施している医療機関の費用の区分方法について

医療と介護の費用の区分方法については、原則として実際に要した費用の区分方法と考えられる「別紙 費用区分1」の区分方法により算出して下さい。

なお、上記の区分方法により算出が困難な医療機関については「別紙 費用区分2」の区分方法により算出し、その金額を記入して下さい。(計算にあたっては、計算例を参考にして下さい。)

具体的には

「費用区分1」

(1) 材料費について

各事業における消費金額により区分して下さい。

(2) 給与費について

執務時間割合により区分して下さい。

(3) 委託費、設備関係費、経費等について

各費用項目ごとに妥当と考えられる区分方法(「別紙 費用区分1」参照)により、各事業における消費金額を区分して下さい。

「費用区分2」

(1) 材料費について(中医協事務局にて費用区分を行います。ここでは参考までにその手順を説明します。)

①医薬品費は、入院収入(介護分含む)と外来収入(介護分含む)の割合により入院相当分と外来相当分に按分します。

「入院相当分」は、入院収入と施設サービス収入(短期入所含む)の割合で按分します。

「外来相当分」は、医療保険分に計上します。

②診療材料費は、上記①と同様に按分します。なお、外来相当分については、外来収入と居宅サービス収入の割合で按分し、医療保険分と介護保険分に区分します。

③給食用材料費は、「食事延べ提供数」の割合により医療保険分と介護保険分に区分します。

(2) 給与費について(貴施設で費用区分を行って下さい。)

①「病院長、医師、歯科医師、薬剤師、医療技術員、事務職員、技能労務員・労務員」と「看護・看護補助職員」に区分して下さい。

「病院長、医師、歯科医師、薬剤師、医療技術員、事務職員、技能労務員・労務員」については、

(ア) 医療又は介護の専従職員か医療・介護の兼務職員かに区分して下さい。

(イ) 上記(ア)の専従職員はそれぞれの配置に基づき医療と介護に区分し、兼務職員については医療機関の入院収入(介護分含む)と外来収入(介護分含む)の割合により入院相当分と外来相当分に按分して下さい。

(ウ) 「入院相当分」については、職場の医療の入院患者延べ人数と介護の施設サービス延べ人数(短期入所含む)の割合により医療と介護に按分して下さい。

(エ) 「外来相当分」については、医療の外来患者延べ人数と介護の居宅サービス利用者延べ人数の割合により医療と介護に按分して下さい。

「看護・看護補助職員」については、

(オ) 医療機関の入院収入（介護分含む）と外来収入（介護分含む）の割合により入院相当分と外来相当分に按分して下さい。

(カ) 「入院相当分」については、病棟担当の看護職員及び看護補助職員にかかる医療と介護の配置割合により按分して下さい。

なお、兼務職員については、職場の医療の入院患者延べ人数と介護の施設サービス延べ人数（短期入所含む）の割合により医療と介護に按分して下さい。

(キ) 「外来相当分」については、医療の外来患者延べ人数と介護の居宅サービス利用者延べ人数の割合により医療と介護に按分して下さい。

②非常勤職員については、上記①の常勤職員の職種別按分方法と同様の方法により医療と介護に按分して下さい。

③役員については、医療機関の入院収入（介護分含む）と外来収入（介護分含む）の割合により入院相当分と外来相当分に按分し、更に、医療と介護の収入割合により按分して下さい。

④賞与、退職金及び法定福利費については、上記①②の医療と介護それぞれの合計額割合により按分して下さい。

(3) 設備関係費、経費等について（「設備関係費（減価償却費、設備器械賃借料、土地賃借料、建物賃借料を除く）」、「経費（光熱水費（燃料費含む）を除く）」及び「その他の医業費用」についてのみ貴施設で費用区分を行って下さい。）

①設備関係費、経費等については、原則、各費用項目ごとに入院収入（介護分含む）と外来収入（介護分含む）の割合により按分して下さい。

②上記①により算出した金額を、各費用項目ごとに「別紙 費用区分2」の区分方法により医療と介護に按分して下さい。

* 「その他の医業費用」とは、研修費等、本部費等をいいます。

「別紙 費用区分 1」

科	目	費用の区分方法										
		各事業の消費金額	実際食数割合	執務時間割合	給与費割合	延利用者数割合	使用高割合	個別事業費	会議内容による	建物床面積割合	実態に 業個別費 業務 的、出席者等、 目 に 了 した 事	事業毎の償還金額に引当率を乗じた金額
IV 医業・介護費用												
1 材料費	医薬品費	○										
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○										
	歯科材料費	○										
	給食用材料費		○									
2 給与費												
○常勤職員給料												
	病院長			○								
	医師			○								
	歯科医師			○								
	薬剤師			○								
	看護職員			○								
	看護補助職員			○								
	医療技術員			○								
	事務職員			○								
	技能労務員・労務員			○								
○非常勤職員給料												
	病院長			○								
	医師			○								
	歯科医師			○								
	薬剤師			○								
	看護職員			○								
	看護補助職員			○								
	医療技術員			○								
	事務職員			○								
	技能労務員・労務員			○								
○役員報酬												
○退職給付費用(退職金)、賞与												
○法定福利費												
3 委託費	検査委託費	○										
	患者用給食委託費	○										
	寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)	○										
	病衣洗濯・賃貸委託費	○										
	医療用廃棄物委託費	○										
	歯科技工委託費	○										
	医療事務委託費	○										
	(その他の委託費)	○										
4 設備関係費	建物減価償却費									○		
	建物附属設備減価償却費									○		
	構築物減価償却費									○		
	医療用器械備品減価償却費						○					
	車両船舶減価償却費						○					
	その他の器械備品減価償却費						○					
	その他の有形固定資産減価償却費						○					
	無形固定資産減価償却費						○					
	設備器械賃借料							○				
	土地賃借料								○			
	建物賃借料								○			
	修繕費									○		
	固定資産税等										○	
	器械保守料							○				
	器械設備保険料										○	
車両関係費							○					

科	目	費用の区分方法											
		各事業の消費金額	実際食数割合	執務時間割合	給与費割合	延利用者数割合	使用高割合	会議内容による個別事業費	建物床面積割合	業個別費	研修内容等、目的、出席者等の実態に応じた事業に引当率を乗じた金額	各事業で生じた収益・費用	
5 経費	福利厚生費				○								
	旅費交通費				○								
	職員被服費				○								
	通信費					○							
	消耗品費	○											
	消耗器具備品費	○											
	会議費							○					
	光熱水費						○						
	保険料					○							
	交際費					○							
	諸会費					○							
	租税公課												○
	徴収不能損失											○	
	雑費					○							
6 その他の医業費用	研修費等								○				
	本部費等											○	
V その他の費用	支払利息											○	
	有価証券売却損											○	
	患者外給食材料費											○	
	診療費減免											○	
	貸倒損失											○	
	雑損失											○	
VI 特別損益													
1 特別利益	固定資産売却益											○	
	その他の特別損失											○	
2 特別損失	固定資産売却損											○	
	その他の特別損失合計											○	
VII 補助金・負担金等												○	

「別紙 費用区分 2」

*表中の網掛け部分は、事務局にて費用区分を行う科目です。

科 目		費用の区分方法						
		入院と外 来の収入 による按分	医療と介 護の収入 割合	延利用者 数割合	建物床面 積割合	給与費割 合	実際食数 割合	看護・介護 職員配置 割合
IV 医業・介護費用								
1. 材料費	医薬品費	○	○					
	給食用材料費	—					○	
	診療材料費・医療消耗器具備品費	○	○					
	歯科材料費 (注)							
2 給与費								
○常勤職員給与								
	病院長	○		○				
	医師	○		○				
	歯科医師	○		○				
	薬剤師	○		○				
	看護職員	○						○
	看護補助職員	○						○
	医療技術員	○		○				
	事務職員	○		○				
	技能労務員・労務員	○		○				
○非常勤職員給与								
	病院長	○		○				
	医師	○		○				
	歯科医師	○		○				
	薬剤師	○		○				
	看護職員	○						○
	看護補助職員	○						○
	医療技術員	○		○				
	事務職員	○		○				
	技能労務員・労務員	○		○				
○役員報酬		○	○					
○退職給付費用(退職金)、賞与		—				○		
○法定福利費		—				○		
3 委託費	検査委託費	○	○					
	患者用給食委託費	—					○	
	寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)	入院へ計上		○				
	病衣洗濯・賃貸委託費	入院へ計上		○				
	医療用廃棄物委託費	○	○					
	歯科技工委託費 (注)							
	医療事務委託費	○		○				
	(その他の委託費)	○		○				
4 設備関係費	建物減価償却費	○			○			
	建物附属設備減価償却費	○			○			
	構築物減価償却費	○			○			
	医療用器械備品減価償却費	○		○				
	車両船舶減価償却費	○		○				
	その他の器械備品減価償却費	○		○				
	その他の有形固定資産減価償却費	○		○				
	無形固定資産減価償却費	○		○				
	土地賃借料	○			○			
	建物賃借料	○			○			
	設備器械賃借料	○		○				
	修繕費	—			○			
	固定資産税等	○			○			
	器械保守料	○		○				
	器械設備保険料	○			○			
	車両関係費	○		○				

科	目	費用の区分方法					
		入院と外 来の収入 による按分	医療と介 護の収入 割合	延利用者 数割合	建物床面 積割合	給与費割 合	実際食数 割合
6 経費	福利厚生費	—				○	
	旅費交通費	—				○	
	職員被服費	—				○	
	通信費	○		○			
	消耗品費	○		○			
	消耗器具備品費	○		○			
	会議費	○		○			
	光熱水費	—			○		
	保険料	○		○			
	交際費	○		○			
	諸会費	○		○			
	租税公課	○	○				
	徴収不能損失	—	○				
	雑費	○		○			
9 その他の医業 費用	研修費等	○		○			
	本部費等	○	○				
V その他の費用	支払利息	○	○				
	有価証券売却損	○	○				
	患者外給食材料費	○	○				
	診療費減免	○	○				
	貸倒損失	○	○				
	雑損失	○	○				
VII 特別損益							
1 特別利益	固定資産売却益	○	○				
	その他の特別損失	○	○				
2 特別損失	固定資産売却損	○	○				
	その他の特別損失合計	○	○				
VIII 補助金・負担金等		実績					

(注)は医療保険分へ計上します。